

光本圭佑議員による 日本維新の会の政務活動費の 不可解な入出金等に係る 調査特別委員会

11月25日

(発言の内容)

前迫委員長 こんにちは。

ただいまより光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を開会いたします。

御報告いたします。現在の出席委員は8人であります。

次に、本日の議事については、タブレットに配付の本委員会の進め方のとおりであります。

議事に先立ち御報告いたします。

11月13日の本委員会に出席した西藤彰子証人からタブレットに配付の発言取消申出書のとおり、証言を一部取り消したいとの申出がありましたので、御承知をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

記録(資料)の提出要求について

(発言の内容)

前迫委員長 記録(資料)の提出要求についてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について、事務局より説明させます。

事務局 それでは、記録(資料)の提出要求一覧を御参照願います。よろしいでしょうか。

それでは、御説明いたします。

No. 1からNo. 7の方につきまして、事件内容は同一でございます。光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る事件としております。そしてNo. 1の方に提出を求める記録(資料)につきましては、日本維新の会尼崎市議団の会派会議の記録(会派規約及び会計責任者による政務活動費の報告に限ることに限る)であり、提出期限は令和6年12月6日金曜日としております。

次に、No. 2の方に提出を求める記録(資料)につきましては、不動産登記事項証明書であり、提出期限は令和6年12月6日金曜日としております。

次に、No. 3の方に提出を求める記録(資料)につきましては、同行同支店におけるミツモトケイスケ名義の口座の有無、なお、口座開設がある場合は令和3年11月2日から令和4年6月14日の間の入出金記録で

あり、提出期限は令和6年12月6日金曜日としております。

次に、No. 4の方に提出を求める記録(資料)につきましては、同行同支店におけるミツモトケイスケ名義の口座の有無、なお、口座開設がある場合は令和3年11月2日から令和4年6月14日の間の入出金記録であり、提出期限は令和6年12月27日金曜日としております。

次に、No. 5の方に提出を求める記録(資料)につきましては、同行におけるミツモトケイスケ名義の口座の有無、なお、口座開設がある場合は令和3年11月2日から令和4年6月14日の間の入出金記録であり、提出期限は令和6年12月27日金曜日としております。

次に、No. 6の方に提出を求める記録(資料)につきましては、同行におけるミツモトケイスケ名義の口座の有無、なお、口座開設がある場合は令和3年11月2日から令和4年6月14日の間の入出金記録であり、提出期限は令和6年12月27日金曜日としております。

最後に、No. 7の方に提出を求める記録(資料)につきましては、同行におけるミツモトケイスケ名義の口座の有無、なお、口座開設がある場合は支店名及び口座番号であり、提出期限は令和7年1月31日金曜日としております。

説明は以上でございます。

前迫委員長 説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑や御意見がありましたら発言をお願いします。

中尾委員。

中尾委員 資料作成ありがとうございます。

この中の7番なんですけども、提出期限が来年1月31日となっています。当初、この委員会のスケジュールは来年1月17日で報告書を出す、案として出すというふうになっていますけど、この報告書を作った以降に、今回7番の資料で真相究明において大事なことが判明した場合の取扱いはどうなるのかお聞かせください。

前迫委員長 事務局。

事務局 まず、こちら、7の方につきましては、事前に事務局のほうで調整させていただいた結果、やはりちょっと2か月ほどお時間をいただきたいということで、このような提出期限を設定させていただきました。

一方で、並行しまして、今後の作業としましては、報告書作成のほうに皆さんで入っていただきたいと思っております。中尾委員おっしゃいますとおり、このときにこれで分かった重要な事項がありましたら、やはりそこはまた調査をしていかないといけないという認識ではございますので、こちらの銀行のほうもなるべく早く出していただけたら、その分作業も早くは

進めれるかと思うんですけれども、どちらも並行して作業は進めていきたいと思っています。その重要な部分が出た場合に関しては、やはりそこはもう一度、どのようなスケジュールでもう一回組み直すのか、また皆さんで御協議いただきたいと思っております。

前迫委員長 中尾委員。

中尾委員 承知しました。よろしくお願いします。

前迫委員長 佐野委員。

佐野委員 関連でお願いいたします。

今、先ほど読み上げていただいたナンバー、順番に、金融機関さんが多い中で7番のところだけが、なお書きの口座開設がある場合の入出金記録、ここの記録がないというところに関して、どのような流れでそうなったのかだけ御説明いただけますでしょうか。

前迫委員長 事務局。

事務局 こちらの7番の銀行に関しましては一応、その情報を管理しているセンターの中では一旦、その口座の番号と支店名しかお出しができないというふうなお話、調整状況でして、こちらに関しましては、その支店名等がもし分かりましたら、次はその支店に対して記録の請求を求めていくような手続を進めていきたいと思っております。

一方、5、6に関しましては、そのセンター、銀行では一応入出金記録も今出していただけるというような状況でお聞きをしております。

前迫委員長 いいですか。

佐野委員 はい。

前迫委員長 一回本部からもらったらまた支店に再度やらなあかんということやから。

ほか、いいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 それでは、記録(資料)の提出要求につきましては、配付の記録(資料)の提出要求一覧のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

以上で本日の議事は終了しました。

これをもって光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を閉会いたします。